


# 第5回秋田市地域公共交通 協議会

秋田市公共交通政策ビジョンについて  
平成20年10月6日





# 目次

1. 政策ビジョン策定の取り組み方	1
2. 公共交通の将来像(案)	10
3. 政策ビジョンの基本方針(案)	11
4. 基本方針に対する具体的な展開(案)	12

# 1.政策ビジョン策定の取り組み方

## 1.1策定目的

自動車依存が高まり、公共交通利用が減少し、超高齢社会を向かえた本市においては、環境負荷の低減、高齢者などの交通弱者をはじめ市民の移動手段確保のために持続可能な公共交通の実現が必要である。

そこで市民の社会活動ニーズを踏まえた公共交通サービス水準を定め、持続可能な公共交通実現をめざして本市の公共交通の将来像を示す「秋田市公共交通政策ビジョン」を策定する。

なお、同ビジョンにおける、短期的実施計画として昨年10月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通総合連携計画を策定する。これは地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための具体的な計画である。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき設置された本協議会において計画作成・実施を行う。また本協議会参加者には前述の法律に基づく協議結果の尊重義務がある。また、本ビジョンは5年毎に見直しを図るものとする。

### 地域公共交通総合連携計画

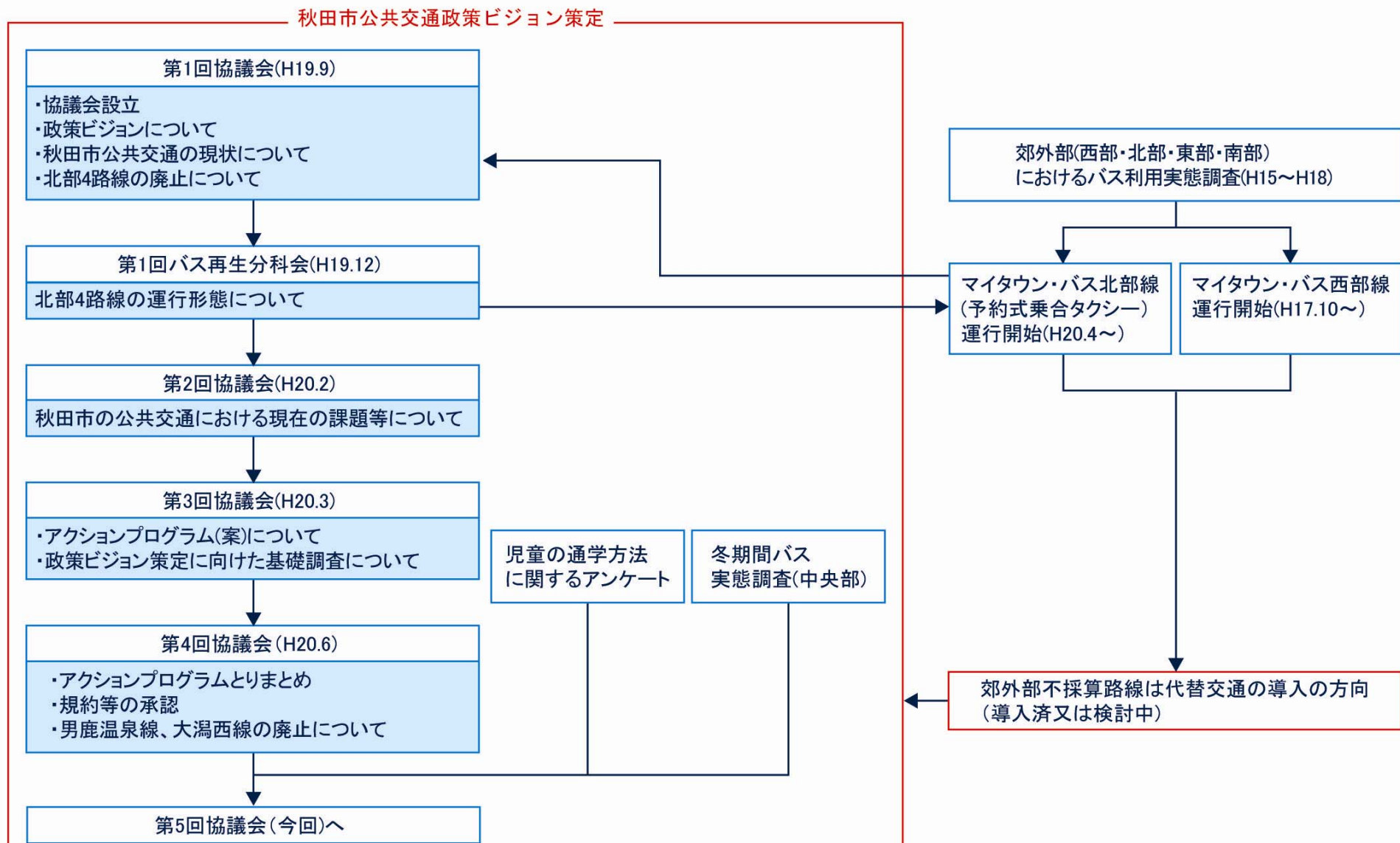
連携計画には公共交通の活性化及び再生に関するあらゆる事業を定められる。(地域公共交通活性化・再生総合事業)

- ・ 「地域公共交通活性化・再生総合事業」を実施する場合、協議会において地域の実情、事業の内容に応じた行政、交通事業者、関係企業等の関係者の分担を定めることが可能。
- ・ 本計画で位置付けられた事業は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により協議会参加者は実施義務を負うこととなる。

さらに予算や法律上の特例措置等の国の支援を得られるが本制度立ち上げからの3年間に限定

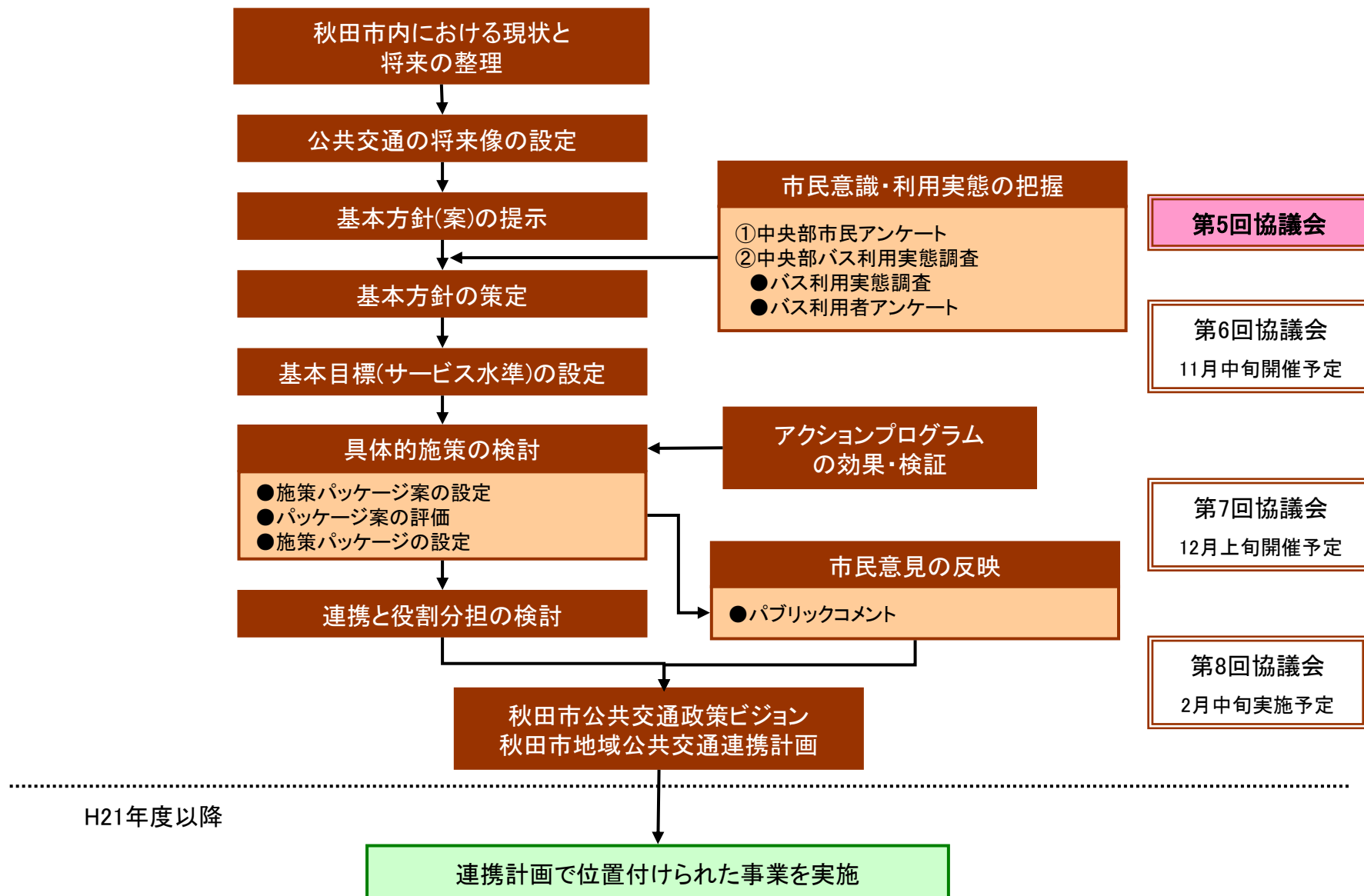
⇒本制度を地域公共交通の活性化及び再生のスタートの機会

## 1.2策定フロー(第4回協議会まで)



# 1.3策定フロー(今後)

策定フローは以下の通りである。



## 1.4実施方針

### (1)秋田市内における現状と将来の整理

街路交通調査等既存調査資料を活用しながら、秋田市の都市交通、公共交通の現状と将来を整理するとともに、将来都市像及びそのなかにおける公共交通ビジョンの位置づけを整理する。

### (2)市民意識・利用実態の把握

#### 1)中央部市民アンケート(実施予定)

市民アンケートを実施し、公共交通に関する市民意識を把握する。

- 対象者数：市民4,000名(回収率4割を想定)
- 対象地区：既調査実施郊外5地区(西部、北部、東部、南部、河辺、雄和)を除く市街地から対象者を抽出
- 配布回収：郵送による配布回収、対象者1名につき3枚程度の調査票を同封する
- アンケート内容：目的別バス利用状況、今後のバスのあり方、基本属性 等

#### 2)中央部バス利用実態調査(実施予定)

バスの利用実態を把握することを目的として、バス利用者数調査及びバス利用者アンケート調査を実施する。なお、この調査は秋田市と秋田大学との共同研究として進められるものである。

### 3)児童の通学方法に関するアンケート(実施済み)

路線バス等を活用したスクールバスの導入可能性を検討する。

- 通学方法の実態調査(全校アンケート調査)

市内の全小中学校(小学校47校、中学校24校)の在籍者に対して、通学方法、通学時間、路線バス利用意向等をアンケート調査によって把握

- モデル校詳細アンケート

全校アンケート調査結果より上北手小学校、雄和中学校をモデル学区として抽出し、追加アンケートを実施のうえ、通学経路等詳細な通学実態を把握

- 路線バスを活用した通学方法の検討

### 4)秋田市の冬期間における乗合バス輸送サービスの現状と課題に関する調査(実施済み)

冬期の市中心部のバス利用実態、利用者意識を把握する。

- 冬期バス利用実態調査(秋田市中心部)

- ・各バス停ごとの乗降客数調査(サンプル調査)
- ・路線別遅延状況調査
- ・事業者ヒアリング
- ・バス利用者意識調査(アンケート調査)

- 市民の路線バスに対する意識調査(アンケート調査)



### (3)基本方針の策定

公共交通をとりまく現状と将来及び公共交通に対する市民意識と公共交通の利用実態、秋田都市圏総合都市交通マスタープランを踏まえて、公共交通に関する将来の基本方針を策定する。

### (4)基本目標(サービス水準)の設定

#### 1)目的年次の設定

目的年次は短期を概ね5年後、中期を概ね10年後として想定するが、並行して検討が進められる秋田市総合交通戦略と調整を図りながら最終設定する。

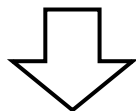
#### 2)基本目標の設定

基本方針に向けて短・中期として展開すべき政策目標及びそれに対応した数値目標を設定する。その際に現況の課題や市民アンケートやバス利用実態調査結果も踏まえて設定する。

施策パッケージとして展開すべき政策目標としては、定量的に把握可能で安価に計測できる評価指標を検討していく。(利用者の満足度等)

### (5)アクションプログラムの効果・検証

第4回協議会で提示された平成20年度実施予定の各予定施策について、関係機関からの資料提供を受けて取り組み成果の整理、分析を行う。検討結果より、目標の達成に有効であり、十分な成果が期待できるもの、継続的な取り組みが必要と判断されるものについては具体的施策に反映していくものとする。



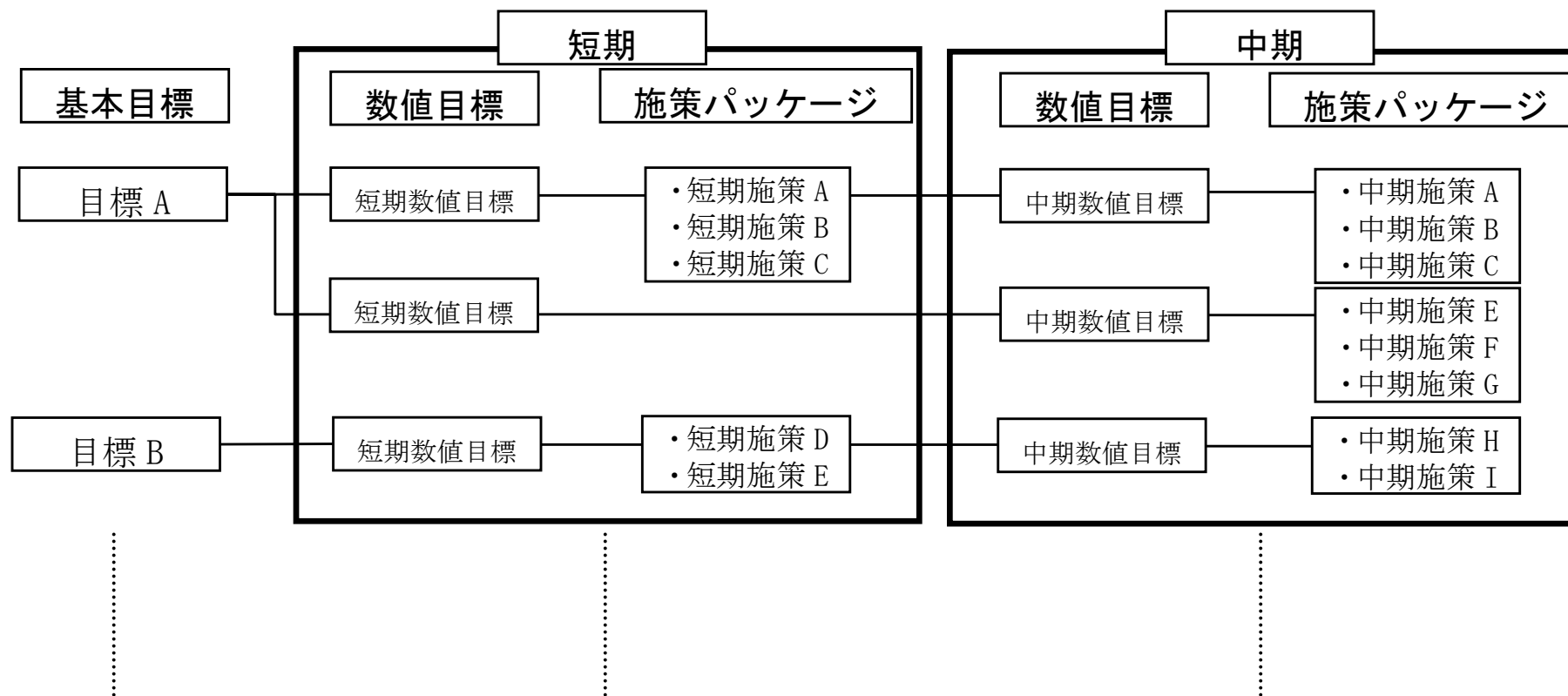
アクションプログラムの実施状況及び実施効果を整理していただき、10月末までにご報告をお願いいたします。整理した上で次回協議会にて皆様にご報告いたします。

## (6) 具体的施策の検討

現在進められている施策・事業を事業主体に関係なく洗い出し、それぞれの内容、進捗状況、期待されている整備効果等を把握・整理するとともに、街路交通調査において提案された個別施策、その他新しい施策案について実現可能性を検討しながら目標実現のための施策パッケージ案を設定する。

施策・事業については、アクションプログラムの中で効果が有りがつ継続実施が可能なものについても取り込むものとする。数値目標については定量的に把握可能で安価に計測できる評価指標を設定する。

### ▼数値目標と施策パッケージのイメージ



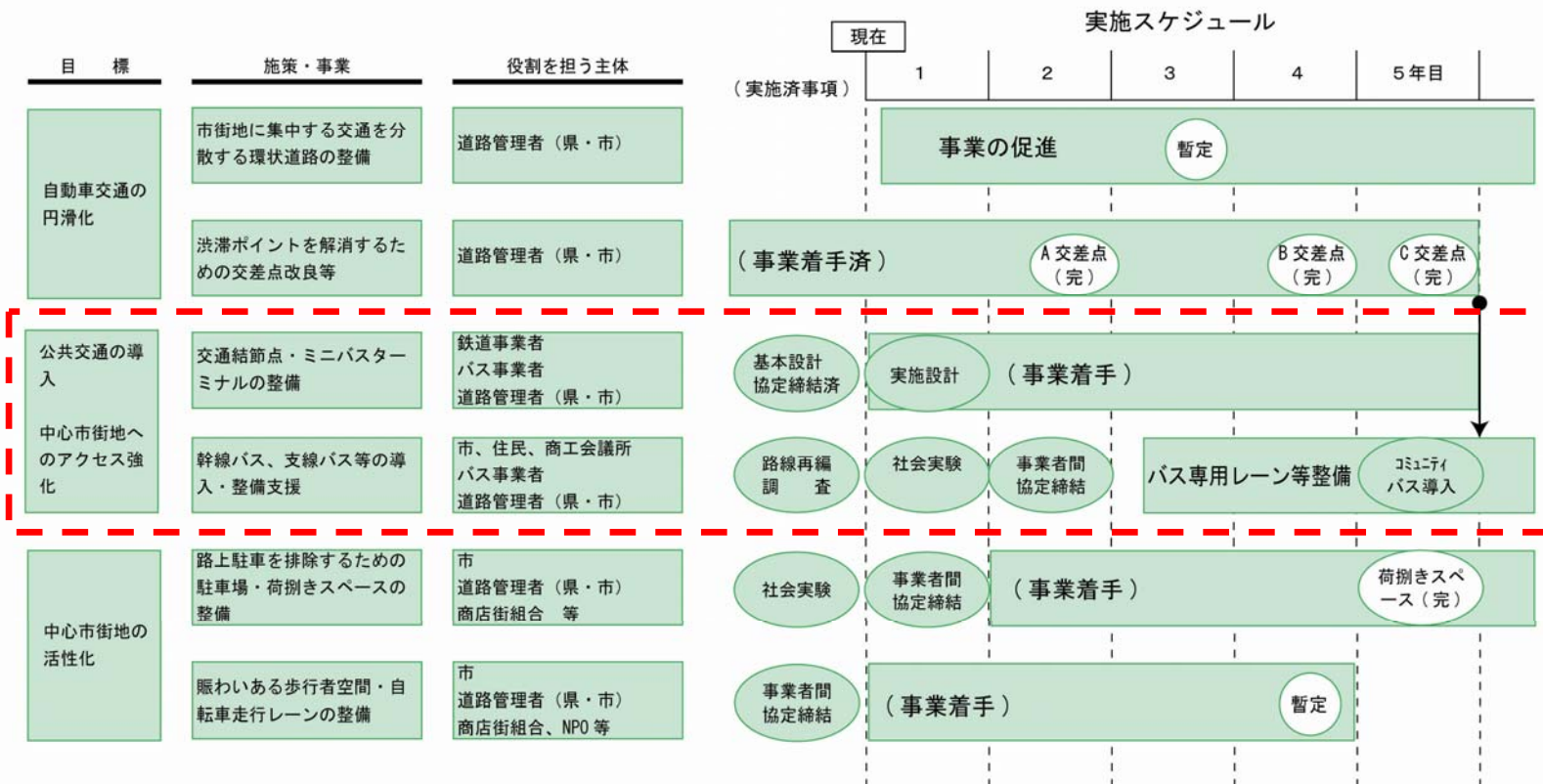
# (7)連携と役割分担の検討

## 1)施策展開の方針の設定

◇施策パッケージごとに目標年次までの期間中における各施策・事業の展開について、各実施主体との調整を踏まえ実施内容等を明確化する

◇具体的には、施策・事業の実施時期、連動すべき施策・事業との関係、適切な実施順序等の情報を関係する主体で共有することが重要

▼施策展開方針のイメージ(例)



※内容についてはあくまでイメージであり、秋田市における実際の施策・事業については検討が必要

## 2) 管理・運営の仕組みと体制の構築

「戦略(Plan)を策定した後、施策実施・管理運営(Do)、評価(Check)、施策体系の柔軟な見直し(Action)」の管理・運営の継続的で透明性の高い仕組みとそれを実施する体制を確立する。実施体制は、戦略の実効性を高めるため、都市交通政策の関係者全てが参画することが望ましい。



- 策定された施策パッケージが確実に実施されることを担保するためのすべての関係機関が参画する管理・運営組織(協議会及びその下部組織としてワーキンググループ)の設置を検討する。
- さらに、各施策・事業について1年ごとに評価・検証するべきもの、5年、10年といった目標年次ごとに行うものなどPDCAサイクルの運営方針を検討し、それぞれの段階においての市民への公表方法を検討する。

## 2. 公共交通の将来像(案)

公共交通をとりまく現状や将来を踏まえ、秋田市における公共交通の将来像を以下のように提案する。

### あすの秋田を支え、持続可能な公共交通システムの実現

- 通勤・通学や通院・買い物といった市民生活に不可欠な移動のために誰でも安心して快適に利用できる足を確保していきます。
- 厳しい経済状況のなかでこれを実現していくために、無駄を省き低コストで経営的にも持続可能な、交通システムを導入していきます。
- 環境にやさしく、いきいきとしたまちづくりを進めるために、徒歩や自転車と連携した公共交通軸を中心としたまちづくりを目指します。

### 3. 政策ビジョンの基本方針(案)

公共交通をとりまく現状や将来を踏まえ、将来像実現のために秋田市における公共交通に関する基本方針を以下のように提案する。

#### 市民生活を支える交通機関として地域に応じた多様な輸送手段による生活交通の確保

自家用車の普及にともなって公共交通利用者は年々減少を続けているが、少子高齢化が進む中で高齢者など自動車の利用が難しい市民にとって移動の自由を確保するために公共交通は必要不可欠な交通手段となっている。市民生活を支える交通機関として、地域毎の需要、利用特性をふまえ、厳しい財政状況の中でのコストを考慮した上で多様な輸送手段により市民の生活交通の確保を図っていく。

#### より快適で使いやすい移動手段の実現

公共交通を維持していくためには市民にとって公共交通が快適で使いやすい交通手段となり、市民の利用拡大を図ることが必要である。そのために利用者のニーズを的確に把握しニーズに合った方策を積極的に推進していく。

方策の検討にあたっては、公共交通にとどまらず、市民が多様な移動手段を状況に応じて利用できる、総合的な交通システムを考えていく。

#### 行政・交通事業者・市民の連携による公共交通活性化の推進

公共交通の活性化は交通事業者と行政、さらに市民が一体となって進めていく必要がある。交通事業者と行政は協力して利用者である市民の意見をふまえながら、公共交通の維持が困難な郊外部については行政が市民の生活交通確保の役割を担い、その他の地域については交通事業者が公共交通活性化に効果的な施策を推進することなどにより公共交通の維持を図るとともに、市民の積極的な公共交通利用や市民や事業者の参画による創意工夫を促していく。

## 4. 基本方針に対する具体的な展開(案)

(1) 市民生活を支える交通機関として地域に応じた多様な輸送手段による生活交通の確保

1) 地域ごとに適正なサービス水準の中で公共交通の維持確保

地域の適正なサービス水準に応じてバス路線の見直しを進めていく。

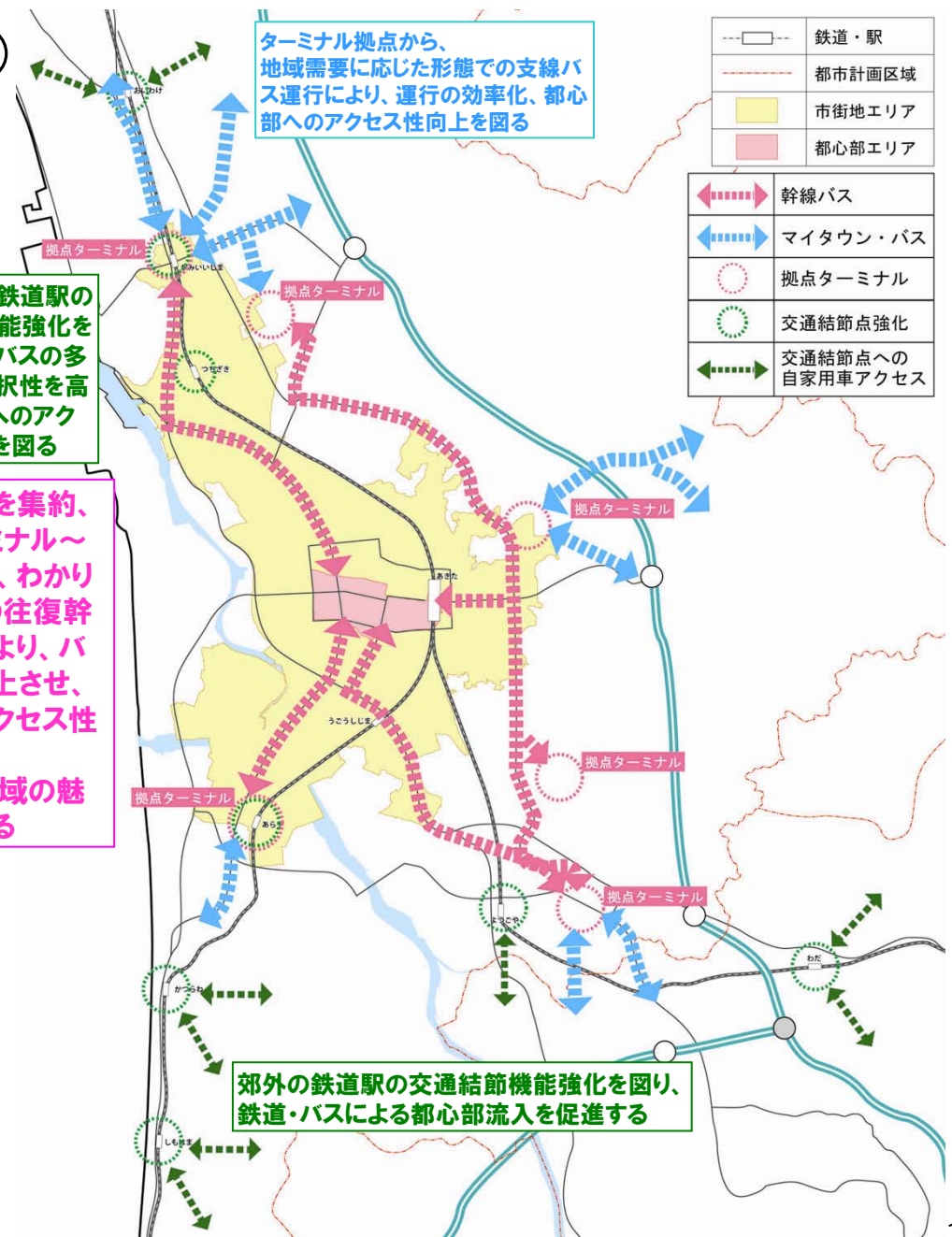
限られた財政、人口減少、公共交通利用者減少といった情勢の中ではより運行効率が高く、さらに利用者にとって快適で使いやすいバス路線をめざしていく。

見直しにあたっては鉄道との連携や都心部と市街地拠点へのアクセス性向上を図るため、秋田駅及び各市街地拠点のターミナル機能強化と都心部と市街地拠点間を幹線バスとしてバスサービスの向上を図っていく。

市街地内の鉄道駅の交通結節機能強化を図り、鉄道・バスの多様な手段選択性を高め、都心部へのアクセス性向上を図る

幹線バス路線を集約、起終点をターミナル～都心部に統一、わかりやすいダイヤの往復幹線バス導入により、バス利便性を向上させ、都心部へのアクセス性向上、市街地沿線地域の魅力の向上を図る

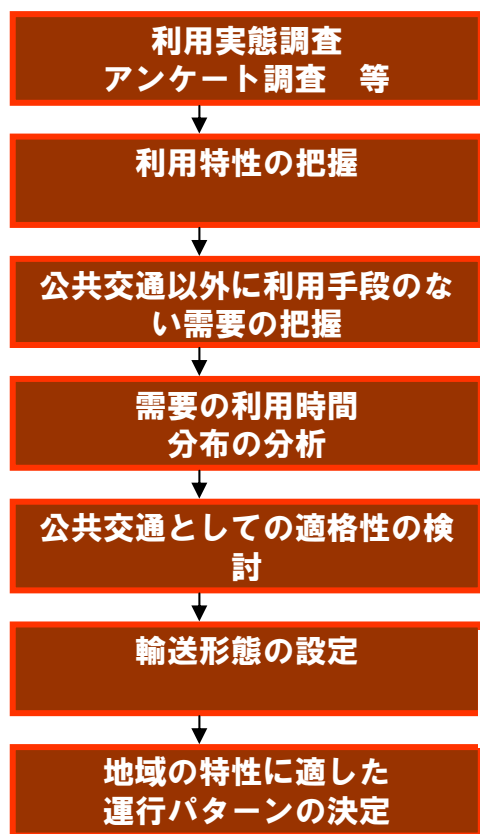
郊外の鉄道駅の交通結節機能強化を図り、鉄道・バスによる都心部流入を促進する



## 2) 公共交通の維持が困難な地域の生活交通の確保

公共交通の維持が困難な地域については、実態調査やアンケート等により利用特性を把握し、研究会等により地域住民と協議しながら地域の需要に応じた輸送手段による生活交通の確保を図る。

### ▼ 検討フロー



### ▼ 現在郊外部で実施又は検討中の路線

平成17年度(導入済み) (西部地域)	豊岩線、下浜線、浜田線	豊浜ふれあい号(H17.10～)
平成20年度(導入済み) (北部地域)	堀内線、小友線、下新城線、上新城線	予約式乗合タクシー (H20.4～)
平成20年度(予定) (南部地域)	雄和線、岩見三内線、ユージュル	検討中
平成21年度(予定) (東部地域)	下北手線、上北手線、木曾石線、仁別線、太平線	検討中

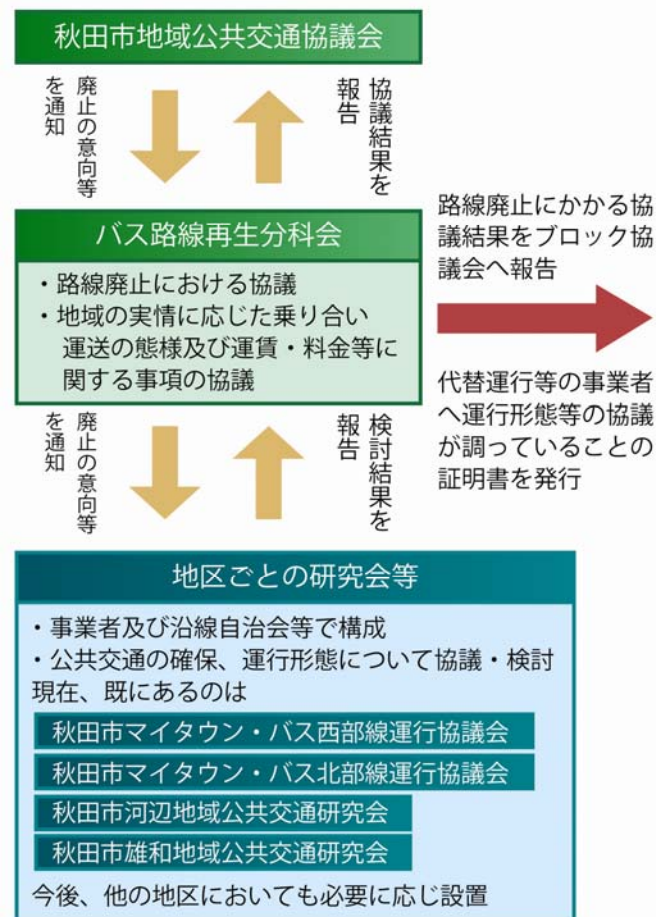
公共交通以外に利用できる交通手段がない利用者がどのくらいあるのか。

需要の少ない時間帯の利用者を他の時間帯に変更する可能性はないか。

公共交通としてサービスを提供するためには複数の利用者が必要。

コミュニティバス、予約型のバスや乗合タクシー、市町村運営有償運送や過疎地有償運送などのボランティア有償運送など

### 路線廃止及び代替運行の協議における協議会体系図





## (2) より快適で使いやすい移動手段の実現

具体的な展開	内容	取り組み	バス	鉄道
情報提供の充実	バス路線・システムの番号表示	バス路線・システムを番号や色分けによって整理し、これを利用した案内の実施	○	
	バス路線・系統、時刻表等のバス運行情報の充実	・現在導入されている情報端末の設置拡大、携帯電話情報提供の充実、PR強化	○	
		・わかりやすいバス路線・系統図作成と携帯電話・インターネットでの公開、各バス停での掲示	○	
モビリティマネジメントによる意識改革	自動車利用や環境問題等に関する住民の意識向上による、過度な自家用車利用から公共交通への転換促進	・企業や地域単位でのTDM等の取り組みの推進や、学校教育での取り組みの推進、積極的なキャンペーン、広報等の継続的な実施	○	○
割引制度の導入	新たな割引制度の導入	・商業施設等との提携による割引制度の導入	○	
	バスのゾーン制料金の導入	・ゾーン別料金一律設定によるバス料金の支払いの単純化、需要の見込める地域での料金の値下げ	○	
バス利用環境の充実	バス待ち環境の向上	・利用者の多いバス停では、上屋やベンチ等を設置	○	
	ノンステップバス、低床バスの導入	・車両更新の際のノンステップバス、低床バスの導入(冬期の除雪の充実したバス路線)	○	
他交通手段の連携	バスと鉄道共通のICカードの導入	・ICカード導入とICカードを活用した乗り継ぎ運賃の設定	○	○
	鉄道とバスのダイヤの連携	・乗り継ぎダイヤ設定	○	○
	サイクルアンドバスライドの推進	・バス停への駐輪場の設置	○	
		・バス停へのレンタサイクルの設置	○	
自転車利用促進による冬期バス利用者増加	・自転車利用者に自転車を利用できない冬期にバスを利用してもらうような施策展開を実施。	○	○	
速達性・定時性の確保・向上	バスのスムーズな運行の確保	・渋滞によってバスの遅れが著しい区間でのバス専用・優先レーンやバス優先信号システムの導入	○	
		・道路管理者と連携によるTDM施策等の渋滞緩和策の導入	○	
		・道路管理者と連携によるバスの冬期走行性向上	○	
バスの複合的活用	通学輸送等との連携	・路線バスのスクールバスへの活用など、特定の利用者の足としての活用など、複合的な活用の可能性を検討	○	

### (3) 行政・交通事業者・市民の連携による公共交通活性化の推進

公共交通活性化を効率的に推進して公共交通利用者を増加させ、公共交通を市民の日常生活を支える交通手段として維持していくためには交通事業者、行政、市民が強く連携しながら各々の役割を十分に発揮していく必要がある。

#### ①市民、事業者の役割

公共交通を市民の足として維持していくためには、利用者である**市民の積極的利用、市民や事業者の参画による創意工夫が必要**である。(事業者とは交通事業者以外の商業者等)

#### ②交通事業者の役割

公共交通の維持が困難な郊外部以外の中央地域において、交通事業者自らが秋田市の公共交通を支える中心的組織としての認識をもって、**法的な協議会の一員として協議結果の尊重義務のもとで、積極的、主体的に個々の方策を実施し、サービスの質を高める工夫が求められる。**

#### ③行政の役割

**交通事業者、市民と協力体制を構築していくとともに、法的な協議会の一員として協議結果の尊重義務のもとで具体的な方策の推進に向けて必要とされる取り組みを行っていく。**

○**サービス水準を定めてそれを維持していくための様々な施策を多面的に検討する。**

○**地域ごとの生活交通を検討する。**

特に公共交通の維持が困難な郊外部について市民アンケート等を実施し地域ごとに求められる生活交通を研究会等を組織して地域と一体となって検討し、**地域の実情に合った生活交通の確保をめざす。**

○公共交通利用促進を図るために積極的に取り組む。

基本方針に盛り込まれた方策を実施していくなかで、**主体的に取り組むべきもの、交通事業者への支援が必要なものに積極的に取り組んでいく。**

○市民へのPR活動、啓発活動を行う。

市民が積極的にバスを利用してもらえるように、**バスに対する市民の認識を促すためのPR活動、啓発活動を行っていく。**